宮崎市学校運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の５の規定に基づき、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を推進し、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成を図ることを目的として、宮崎市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに協議会を設置するものとする。ただし、教育委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、２以上の学校について１の協議会を設置することができる。

（１）　対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の児童又は生徒の保護者及び地域住民（以下「地域住民等」という。）の当該対象学校の運営への参画

（２）　地域住民等による対象学校の運営への必要な支援

（３）　対象学校及び地域住民等の双方向による地域貢献の環境づくり

（４）　対象学校と関係する地域まちづくり推進委員会（宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例（平成28年条例第35号）第１条第２号に規定する地域まちづくり推進委員会をいう。）等との連携及び協働

２　教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ対象学校の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

３　教育委員会は、協議会を設置するときは、速やかに対象学校の校長に対し、その旨及び当該協議会を設置する日を通知するものとする。

（委員）

第３条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

（１）　対象学校の校長

（２）　地域住民等

（３）　対象学校の運営に資する活動を行う者

（４）　学識経験者

（５）　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

２　対象学校の校長は、法第47条の５第３項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。

３　協議会は、委員16人以内をもって構成する。ただし、第２条第１項ただし書の規定により２以上の学校について１の協議会を設置する場合において、教育委員会が必要と認めるときは、当該対象学校の校長と協議の上、委員の人数を増加することができる。

４　委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第２号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第４条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（２）　委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

（任期）

第５条　委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（委員の解任）
第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。
（１）　本人から辞任の申出があった場合
（２）　第４条の規定に反した場合
（３）　前２号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められる場合
２　教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。
（会長及び副会長）
第７条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は委員の互選により選出し、その任期は選出の日から当該選出の日の属する年度の末日までとする。
３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、対象学校の校長が会議を招集し、運営することができる。
２　会長は、会議の議長となる。
３　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
４　議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会議の公開）
第９条　会議は、特別の事情がない限り公開する。
２　会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
３　傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
（部会等）
第10条　協議会は、適切かつ円滑な運営を図るため、部会その他の必要な組織を置くことができる。
（学校運営に関する基本的な方針の承認）
第11条　対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。
（１）　学校経営計画に関すること。
（２）　教育課程の編成に関すること。
（３）　組織編成に関すること。
（４）　学校予算の編成に関すること。
（５）　施設の管理及び施設設備等の整備に関すること。
（６）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
（７）　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。
２　対象学校の校長は、その権限と責任において、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
（学校運営等に関する意見の申出）
第12条　協議会は、法第47条の５第６項又は第７項の規定により教育委員会又は宮崎県教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。
２　法第47条の５第７項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）　第２条に規定する目的及び前条第２項の規定により行う学校運営に資する活動を行う職員の任用（特定の個人の任用に係るものを除く。）に関する事項
（２）　前号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項
（学校運営等に関する評価）
第13条　協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。
（住民の参画の促進等のための情報提供）
第14条　協議会は、第２条に規定する目的を達成するため、対象学校の運営について、地域住民

等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
２　協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に係る協議の結果に関する情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めるものとする。
（研修）
第15条　教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。
（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）
第16条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれがあると認めるときは、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
２　教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。
（委任）
第17条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

この規則は、令和８年４月１日から施行する。